

(案)



北海道の少子化に関する提言

～ 人口減少問題への対応としての少子化対策の推進について ～

北海道子どもの未来づくり審議会

目 次

- はじめに P 1
- 検討の経過 P 2
- 北海道の少子化に関する提言 P 3～P 5
- 委員名簿 P 6
- 北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱 P 7
- 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（抜粋） . . P 8

はじめに

「北海道子どもの未来づくり審議会」（以下「審議会」といいます。）の子ども部会は、子どもが自ら意見を表明し、その意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、審議会から付託された事項に関して、子どもの視点からの意見を聴取することを目的に、平成17年7月に設置されました。

今年度は、道内各地の中学生及び高校生17名が、子ども部会委員として、8月と12月の2回にわたり、少子化対策の推進について審議を行いました。

「若者の保育士体験の機会を通して、子育て支援の充実を考える」というテーマのもと、8月には、2グループに分かれて子育て支援施設を見学し、子育て支援の現場の現状の把握や、幼児とのふれあい体験を行いました。その体験を通じて感じたことや思ったこと、いま自分達ができる身近なことや、それぞれの地域での少子化対策に関する取り組みについて、議論を重ね、今後の北海道の少子化対策に必要と考えられる事項について意見をまとめました。

今回、子ども部会委員が「少子化」や「人口減少問題」という北海道を取り巻く大きな課題について、同世代と意見を交わし合い、充実した時間を過ごしたことは、将来、結婚して親となり、次の世代に引き継ぐ流れをつくる上で大きな糧になることと思います。

本提言書は、子どもの視点による取組の提案やアイデアなどが北海道の少子化対策に反映されるよう、子ども部会における意見をとりまとめたものです。

これらの提言書の内容については、少子化対策に関する情報とともに広く一般に公開していただくとともに、今後における北海道の少子化対策の推進に活用されることを大いに期待します。

平成30年 月 日

北海道子どもの未来づくり審議会
会長 松本 伊智朗

検討の経過

① 子ども部会への付託案件の決定(平成29年7月18日に今年度のテーマを決定)

【付託案件】子どもの視点による少子化対策の推進について
(テーマ:若者の保育士体験の機会を通して、子育て支援の充実を考える)

② 開催にあたる事前準備(7月～8月)

- 少子化に関する資料の提供
- 課題の提示

③ 第1回子ども部会(8月2日)

- 2グループに分かれて子育て支援施設を見学し、幼児とのふれあい体験等を実施
- 3グループに分かれて審議
- 進行役を中心に課題の解決に向けた討議
- グループ討議の中間報告

④ 自己研究など(8月～12月)

- 第2回目の部会に向け、各自で自己研究など

⑤ 第2回子ども部会(12月27日)

- グループ討議の実施(第1回からの継続)
- 最終意見の作成

北海道の少子化に関する提言

【 検討テーマ 】

～ 子どもの視点による少子化対策の推進について ～

「若者の保育士体験の機会を通して、子育て支援の充実を考える」

- 平成29年8月2日及び12月27日の2日間にわたり、少子化対策の推進について、子どもの視点で話し合いを行いました。
- その結果を踏まえ、次のとおり2つの提言項目をまとめましたので、今後の北海道の少子化対策に反映して下さるようお願いいたします。

【 提言項目 】

- 1 学校活動で中高生と乳幼児がふれあう機会を増やすことにより、若い世代が子育ての楽しさや、保育士など子育て支援に関わる仕事に興味を持つことができる環境づくりを進める
- 2 地域の中で乳幼児から高齢者までが交流できるイベントを開催したり、若い世代が集い子育てを支援するような場所を作ることにより、世代を超えて地域の全体で子育てを応援する

提言項目 1

学校活動で中高生と乳幼児がふれあう機会を増やすことにより、若い世代が子育ての楽しさや、保育士など子育て支援に関わる仕事に興味を持つことができる環境づくりを進める

ね ら い

- (1) 将来、自分も子育てをしたいと考える若い世代を増やしたい
- (2) 保育士や幼稚園教諭を目指す若い世代を増やしたい

手 立 て

- (1) -① 学校活動の中で、中高生が保育所や幼稚園に行って乳幼児とふれあう体験をしたり、子育てをしている人から話を聞いたりする機会を設ける。
- (1) -② 家庭科や総合的な学習の時間の中で、乳幼児向けの絵本やおもちゃを作り、親子に学校に来てもらったり、自分たちが保育所や幼稚園に行くなどして、絵本の読み聞かせやおもちゃで一緒に遊ぶ。
- (1) -③ 自分たちが体験したことをSNSを利用して拡散することにより、子育ての楽しさを伝えるとともに、保育に興味や関心を持つ人を増やす。
- (2) -① 学校で、保育士を目指している人や保育士になった卒業生から、保育士を目指す動機や仕事の魅力について話を聞く。
- (2) -② 学校の空き教室を活用して保育所を作ったり、高校に保育コースを作ることなどにより、保育士の仕事を身近に感じ、保育士になりたい人を増やす。

提言項目 2

地域の中で乳幼児から高齢者までが交流できるイベントを開催したり、若い世代が集い子育てを支援するような場所を作ることで、世代を超えて地域の全体で子育てを応援する

ね ら い

地域の人たちと顔見知りになり、みんなで協力して子育てを応援したい

手 立 て

- ① 乳幼児から大人まで多世代が楽しめる地域のイベントや、若い世代も集えるような場を増やし、中高生と乳幼児がふれあう機会をつくる。
- ② このような企画に中高生がボランティアとして参加し、SNSを活用してその楽しさを伝えることで、興味や関心を持つ仲間を集め、子どもと遊んだり、一緒に活動するボランティアを増やす。
- ③ 子育て世代も参加しやすいように、SNSを活用して地域のイベント情報を発信する。

平成29年度 北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会 委員名簿

NO	区分	選出地域	氏名	性別	学年	所属(在籍校)	備考
-	審議会委員	-	とみた あきら 富田 彰	男	-	北海道社会福祉協議会	部会長
1	特別委員	空知	かつやま しおん 嘉津山 詩恩	女	中3	南幌町立南幌中学校	
2	特別委員	石狩	しまだ かな 島田 佳奈	女	高1	北海道千歳高等学校	
3	特別委員	後志	おおの しゅうせい 大野 秀征	男	中2	小樽市立桜町中学校	
4	特別委員	胆振	しぶき かいと 澁木 佳人	男	高3	北海道伊達高等学校	
5	特別委員	日高	おおひら えり 大平 絵梨	女	中3	えりも町立えりも中学校	
6	特別委員	渡島	かとう しゅうか 加藤 嵩佳	女	高2	北海道知内高等学校	
7	特別委員	檜山	なかの ひろなり 中野 弘成	男	中2	江差町立江差北中学校	
8	特別委員	上川	すずき げん 鈴木 元	男	高2	北海道富良野高等学校	
9	特別委員	留萌	なかざわ はな 中澤 花菜	女	中3	留萌市立港南中学校	
10	特別委員	宗谷	みた しほ 三田 詩穂	女	高2	北海道枝幸高等学校	
11	特別委員	オホーツク	もりや そうた 森谷 蒼太	男	中3	北見市立温根湯中学校	
12	特別委員	十勝	ふくしま こたろう 福島 虎太郎	男	高2	北海道帯広緑陽高等学校	
13	特別委員	釧路	ひさやま ゆい 久山 結生	女	中3	釧路町立富原中学校	
14	特別委員	根室	さわだ ゆうか 澤田 侑香	女	高2	北海道根室西高等学校	
15	特別委員	私立	おおにし るな 大西 瑠奈	女	中3	札幌大谷中学校	
16	特別委員	私立	いちのへ はるか 一戸 晴香	女	高2	北海学園札幌高等学校	副部会長
17	特別委員	特別支援 学校	えだひろ いっせい 枝廣 一生	男	高3	北海道岩見沢高等養護学校	

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例(平成16年北海道条例第90号)第28条の規定に基づき、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会(以下「子ども部会」という。)を設置する。

(子ども部会の所掌事項)

第2条 子ども部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの視点による少子化対策の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(子ども部会の構成等)

第3条 子ども部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員(条例24条に規定する特別委員)は22名以内とし、道内の中学校又は高等学校に在籍する生徒のうちから、知事が任命する。
- 3 部会委員の任期は1年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める。

(職務)

第4条 部会長は、子ども部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、定める。

附 則

- この要綱は、平成17年 7月 4日から施行する。
この要綱は、平成18年 6月 9日から施行する。
この要綱は、平成21年 2月16日から施行する。
この要綱は、平成28年 4月 8日から施行する。

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（抜粋）

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

（設置）

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務。
- 2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（部会）

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。